



横須賀市みどりの基本計画

平成28年3月



はじめに

本市は首都圏にありながら、海と、みどりと、そこに生息する生物を含む自然に恵まれており、この自然環境が本市の最大の魅力となっています。

本市では平成22年に、この自然環境の核となる「みどり」を守り、増やすための計画（「緑の基本計画・平成9年3月策定」）を大幅に見直し、「横須賀市みどりの基本計画」（平成22年3月）としてリリースしました。そして、この計画に基づき、これまで以上に様々な新規の施策や制度に取り組み、一定の成果をあげることができました。

計画の策定から6年が経過し、少子高齢化、急激な人口減少、生物多様性に関する危機、豪雨の増加による防災対策の必要性等々、本市を取り巻く社会的状況や自然環境に関する課題は大きく変化が生じています。

今般、計画が目標年度を迎えるにあたり、こうした変化や課題に対応するため、多くの検討を重ね、計画を改定しました。計画改定において大切にしたい視点は、より多くの人々が自然を身近に感じ、「みどり等の自然に親しめる」ようにしていくことです。

これまで三浦半島では、人々は自然環境を上手に利活用し、その自然から生活に必要な材料や、海の幸、山の幸などの自然の恵みを得るとともに、心のやすらぎ等も享受してきました。同時に自然も人との関わりの中で大切にされ、適度に手を加えられることで、多くの生きものを育む多様性を持つようになり、それが三浦半島の自然の姿となったのです。

しかし、エネルギー革命や住宅開発という近代化の流れと生活様式によって、そうした関係性が薄れつつあります。そこで、これからの本市では、より多くの人々が身近な自然やみどりとふれあい、その結果として、豊かな自然環境が保全・再生・活用され、誰もが「横須賀市に住んでいて良かった」と思える、魅力ある「みどりの中の都市」となり、自然環境と共に持続的に発展していくことが大切であると考えます。

計画では、より多くの人々が自然やみどりと親しみ人と自然の関わりが取り戻せるよう、そして結果として、三浦半島本来の豊かな自然を再生し、未来に引き継げるよう様々な施策を掲げています。

計画に掲げた諸施策を具体化していくためには、市民や事業者のご理解、ご協力が不可欠であり、皆さんと一緒に本計画に基づく積極的な取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「横須賀市環境審議会みどり政策推進部会」の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

2016年（平成28年）3月
横須賀市長 **吉田 雄人**



大楠山



久留和海岸



平作川(上流部)



荒崎公園



天神島臨海自然教育園

骨格となる丘陵のみどりや
水辺のみどり



田浦梅の里



10,000メートルプロムナード(走水から馬堀海岸)



武山周辺

市内各所の拠点となるみどり



しょうぶ園



長井海の手公園(ソレイユの丘)



ヴェルニー公園



光の丘水辺公園



里山的环境モデル地区(長坂)



南郷公園周辺



猿島公園



県立観音崎公園



三笠公園



くりはま花の国



千代ヶ崎砲台跡



ウメ



ゲンジボタル



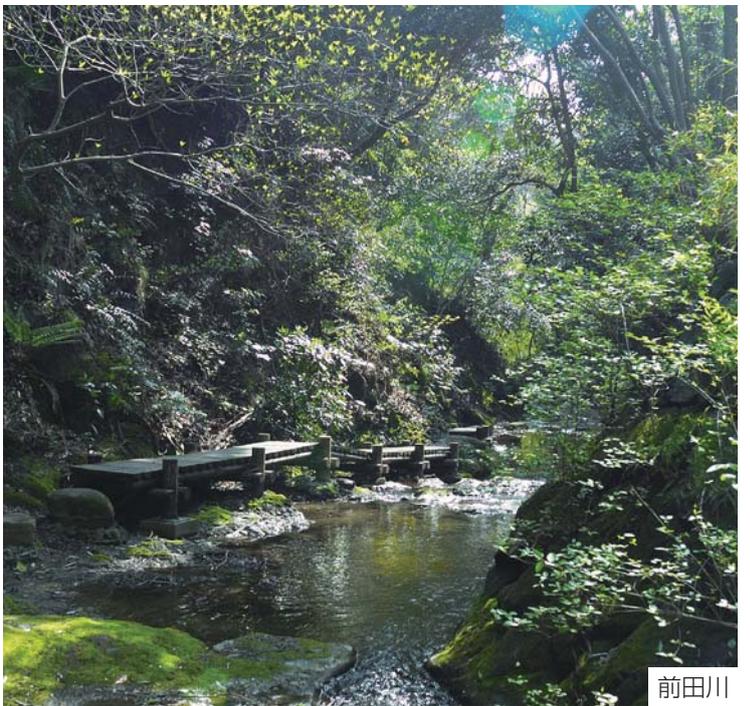
ハマオモト



スカシユリ



シマヨシノボリ



前田川

多様な生物が暮らすみどり



メジロ



ハマダイコン等



アシタバとヒメジュウジナガカメムシ



サワガニ



ヤマアカガエル

「横須賀市みどりの基本計画」の基本構成

「横須賀市みどりの基本計画」の基本構成は、以下のとおりです。

現況・課題

第Ⅰ章 みどりの基本計画における基本的な考え方

- 1 みどりの基本計画とは
- 2 みどりの基本計画における基本事項
- 3 みどりの機能

第Ⅱ章 横須賀市の現状と課題

- 1 横須賀市の現状
- 2 横須賀市の自然環境の概況
- 3 計画の背景と課題

資料編 資料1 みどりの基本計画における生物多様性と地球温暖化
資料2 横須賀市の概況に関する資料
資料3 横須賀市のみどりの取り組みに関する資料
資料4 みどりに関する市民意識
資料5 横須賀市みどりの基本計画改定の経過
資料6 みどりの基本条例
用語集

目 標

第Ⅲ章 計画の目標と基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 みどりの将来像
- 3 みどりの将来像の実現に向けた目標
- 4 7つの基本方針

第Ⅳ章 施策展開の方向

- 1 基本理念から施策展開の方向まで
- 2 14の施策展開の方向

取り組み（＝施策）

第Ⅴ章 推進施策

- 1 推進施策について
- 2 推進施策の体系
- 3 推進施策の具体的内容
- 4 重点施策
- 5 推進施策の取り組みによるみどりのイメージ

第Ⅵ章 ゾーン別計画

- ゾーン区分について
- 1 追浜・田浦・逸見ゾーン
 - 2 東京湾沿岸ゾーン
 - 3 浦賀・観音崎ゾーン
 - 4 平作川流域ゾーン
 - 5 武山・野比ゾーン
 - 6 長井ゾーン
 - 7 大楠山ゾーン

推進体制

第Ⅶ章 体制・進行管理

- 1 市民・NPO・事業者・行政の協働の推進
- 2 計画の適正な進行管理

目次

■基本的事項

第Ⅰ章 みどりの基本計画における基本的な考え方

| | | |
|---|--|----|
| 1 | みどりの基本計画とは | 3 |
| 2 | みどりの基本計画における基本事項 | 4 |
| | (1) 本市におけるみどりの意義 | 4 |
| | (2) 計画策定の趣旨 | 5 |
| | (3) 計画の位置づけ | 6 |
| | (4) 計画策定における視点 | 7 |
| | (5) 計画の目標年度 | 8 |
| | (6) 計画で対象とするみどり | 9 |
| 3 | みどりの機能 | 10 |
| | 機能① 地球環境（CO ₂ 吸収源等）や都市環境を向上させます | |
| | 機能② 都市の防災性・安全性の確保に寄与します | |
| | 機能③ 多様な生物の生息・生育・繁殖の場となります | |
| | 機能④ ふれあいやレクリエーション、環境学習の場となり、 人々に健康と観光と交流の場を与えます | |
| | 機能⑤ 美しい景観をつくり出し、季節感を感じさせ、潤いと安らぎを与えます | |

第Ⅱ章 横須賀市の現状と課題

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 横須賀市の現状 | 14 |
| | (1) まちの歴史 | 14 |
| | (2) 人口の推移 | 15 |
| | (3) 横須賀市の将来都市像 | 16 |
| | (4) 横須賀市の土地利用方針 | 17 |
| | (5) 市民のみどりに関する意識 | 18 |
| 2 | 横須賀市の自然環境の概況 | 19 |
| | (1) 自然条件と広域的なみどりのつながり | 19 |
| | (2) 樹林地の現況と経年変化 | 23 |
| | (3) 都市公園等の現状 | 26 |
| | (4) 横須賀市で見られる生物 | 27 |
| | ①植物 ②哺乳類 ③鳥類 ④両生類・爬虫類 ⑤昆虫類 ⑥淡水魚類・甲殻類・貝類 ⑦横須賀市の特徴的な自然環境 | |
| | (5) 横須賀市の自然環境における課題 | 35 |
| 3 | 計画の背景と課題 | 36 |
| | (1) 本計画策定の背景と課題 | 36 |
| | (2) 本計画策定の前提事項の整理 | 38 |

第Ⅲ章 計画の目標と基本方針

| | | |
|-------------------------------------|--|----|
| ■計画の目標から基本方針まで | 42 | |
| 1 計画の基本理念 | 43 | |
| 2 みどりの将来像 | 44 | |
| (1) みどりの将来像のイメージ | 44 | |
| (2) みどりの将来あるべき姿(=状態)のそれぞれの場におけるイメージ | 48 | |
| 3 みどりの将来像の実現に向けた目標 | 49 | |
| (1) みどりの量の維持・向上 | 49 | |
| (2) みどりの質を高める | 50 | |
| 4 7つの基本方針 | 51 | |
| ■基本方針1 | みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にすることを未来の人々に継承します | 52 |
| ■基本方針2 | 安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保ちます | 53 |
| ■基本方針3 | 生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保ちます | 54 |
| ■基本方針4 | 市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成します | 55 |
| ■基本方針5 | 人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かします | 56 |
| ■基本方針6 | 横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します | 57 |
| ■基本方針7 | 地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します | 58 |

第Ⅳ章 施策展開の方向

| | |
|--|----|
| 1 基本理念から施策展開の方向まで | 61 |
| 2 14の施策展開の方向 | 65 |
| (1) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携 | 65 |
| (2) みどりを活かし親しみながら、みどりを大切にすることを未来へ継承する取り組みの推進 | 65 |
| (3) 安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備 | 66 |
| (4) 防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり | 66 |
| (5) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出 | 68 |
| (6) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進 | 68 |
| (7) みどり豊かな市街地の形成 | 70 |
| (8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理 | 70 |
| (9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実 | 72 |
| (10) 交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実 | 72 |
| (11) 都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出 | 74 |
| (12) 自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出 | 74 |
| (13) 地球温暖化に対応(緩和策・適応策)したみどりの保全・創出 | 76 |
| (14) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全 | 76 |

第V章 推進施策

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 推進施策について | 80 |
| 2 推進施策の体系 | 82 |
| 3 推進施策の具体的内容 | 86 |
| (1) 推進施策 | 86 |
| 【I】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策 | 86 |
| 1 まとまりのあるみどりを守る | 86 |
| 2 様々な法令に基づき、みどりを守る | 89 |
| 3 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る | 93 |
| 4 みどりの安全性を高める | 98 |
| 5 市街地のみどりを守る | 99 |
| 6 農地のみどりを守る | 102 |
| 【II】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策 | 104 |
| 1 身近にふれあえるみどりの充実 | 104 |
| 2 公共施設のみどりをつくる | 108 |
| 3 民有地のみどりをつくる | 109 |
| 4 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる | 111 |
| 【III】みんなでみどりを保全・創出するための推進施策 | 113 |
| 1 みどりを次世代に引き継いでいく | 113 |
| 2 様々な主体との連携 | 115 |
| 3 みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす | 116 |
| (2) 推進施策の達成目標 | 118 |
| 4 重点施策 | 120 |
| 5 推進施策の取り組みによるみどりのイメージ | 122 |

第VI章 ゾーン別計画

| | |
|---------------|-----|
| ■ゾーン区分について | 126 |
| 1 追浜・田浦・逸見ゾーン | 128 |
| 2 東京湾沿岸ゾーン | 132 |
| 3 浦賀・観音崎ゾーン | 136 |
| 4 平作川流域ゾーン | 140 |
| 5 武山・野比ゾーン | 144 |
| 6 長井ゾーン | 148 |
| 7 大楠山ゾーン | 152 |

第VII章 体制・進行管理

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 市民・NPO・事業者・行政の協働の推進 | 158 |
| 2 計画の適切な進行管理 | 159 |

資料編

| | |
|-----------------------------|-----|
| 資料1 みどりの基本計画における生物多様性と地球温暖化 | 162 |
| 資料2 横須賀市の概況に関する資料 | 168 |
| 資料3 横須賀市のみどりの取り組みに関する資料 | 175 |
| 資料4 みどりに関する市民意識 | 184 |
| 資料5 横須賀市みどりの基本計画改定の経過 | 188 |
| 資料6 みどりの基本条例 | 194 |
| 用語集 | 196 |

■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」など幅広いものを対象とします。

このように、本計画の対象がこれまでの「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとしました。また、それと合わせ計画の名称も「横須賀すみどりの基本計画」としました。

● 基本用語「保全・創出・再生(する)・守る・つくる・育てる・活かす」について

保 全：みどりを、現状を踏まえ適切な状態に保つこと。保全の中に再生が含まれる。

創 出：みどりを新たに生み出すこと。創出の中に再生が含まれる。

再生(する)：みどりを「以前あった状態」や「望ましい状態」にすること。保全・創出するための取り組み・行為としても使用する。

守 る：保全と同義語。また、保全するための取り組み・行為としても使用する。

つ くる：創出と同義語。また、創出するための取り組み・行為としても使用する。

育 て る：「保全・創出」されたみどりを将来にわたり良好な状態となるように働きかけること（維持・管理を含む）。

活 か す：「保全・創出」されたみどりを活用（役立てる）すること。「活用する」と同義語。

● 本計画でよく用いる用語「樹林地・斜面緑地・ネットワーク」について

樹 林 地：樹木がまとまって存在する区域。

斜 面 緑 地：市街化区域内の概ね500㎡以上のまとまりを持った斜面状の樹林地。

ネットワーク：ネットワークには以下（①②）の二つの意味があります。それぞれの主旨が異なり、使い分けられています。また、「ネットワーク(する)」と使用する場合は「つながり(つなげる)」という意味です。

① みどりのネットワーク：

生物の生育・生息・繁殖する環境の分断を防ぎ、生態系の連続性によって生物多様性の確保を図るための、みどりのつながり。

② 人の移動のネットワーク：

人々がみどりとみどりの間を移動するための道路・遊歩道及び移動手段などのつながり。

● 本計画でよく用いる用語「生物の多様性(=生物多様性)」について

生物の多様性には様々な捉え方がありますが、本計画においては「生物多様性基本法」及び「生物多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity/CBD)(略称：生物多様性条約)」の定義と同義と考えます。

| | |
|-------------------------|--|
| 生物多様性基本法の定義 (第二条 定義) | 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること |
| 生物多様性条約の定義 (第二条 用語) | すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む |

また、生物多様性条約では、生物多様性には以下の3つのレベルでの多様性があるとしています。

- ・ 遺伝子の多様性(種内の多様性)：同じ種類の生物でも形や模様、生態が遺伝子により少しずつ違いがある
- ・ 種の多様性(種間の多様性)：同じ環境の中にもいろいろな動物や植物が生息、生育している
- ・ 生態系の多様性：地域ごとに、それぞれ特有の様々なタイプの自然環境があること

※生物多様性の確保の必要性等については、資料編でも説明しています。